



～性被害当事者が生きやすい社会へ～

2023年1月27日(金)  
内閣府男女共同参画局  
「性犯罪・性暴力対策に関する方針策定のためのワーキンググループ」ヒアリング  
一般社団法人Spring





この間、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」にもとづき、集中強化期間において関係省庁の皆様が力を尽くしていただいたことに、  
一般社団法人Springスタッフ一同、深く感謝申し上げます。



# 性暴力のない社会を実現するために必要な施策



1, すべての国民が性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならない**教育**

2, 性暴力の被害者の尊厳を守り、レジリエンスを後押しするための充実した**被害者支援制度**

3, 性暴力を適正に処罰する**刑法性犯罪規定**の創設

4, 犯罪捜査・裁判過程で**二次被害が起きない体制**の確保

これらのすべての実効性のある運用を省庁横断でかつ一体的に行うこと  
そしてなによりも、「**性暴力＝相手の同意のない性的な行為**」ということの国民への**啓発広報**と**周知徹底**



「強化の方針」 集中強化期間中  
を中心とした、私たちの活動の  
状況、省庁で取組が進んだこと



# 内閣府との協働のとりくみ



## 内閣府「女性に対する暴力をなくす運動」ポスター 「相手の同意のない性的な行為は、性暴力です」

勝手に**YES**と  
思い込むのは**NO!**

相手の同意のない性的な行為は、**性暴力**です。

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間

性犯罪・性暴力で悩んでいる方へ、一人で悩まず、全国共通番号から相談を！  
内閣府 性暴力被害者支援センター #8891  
警察庁 性犯罪被害者相談電話 #8103

内閣府 性暴力対策 性暴力被害者支援センター

令和2年度啓発ポスター

2人きりで食事したよね？  
ほら、おいしいお酒飲んでたし…  
家に来てくれたよね？  
イヤって言わなかったよね？  
そんな服装してるしさあ…  
ボディータッチしてきたよね？  
今、付き合ってるじゃん！

あなたの望まない性的な行為は、**性暴力**です。  
迷わず下記までご相談を。

傷つけた方が悪い。性暴力に  
言い訳は通らない。

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

性犯罪・性暴力で悩んでいる方へ、一人で悩まず、相談してください。  
内閣府 性暴力被害者支援センター #8891  
警察庁 性犯罪被害者相談電話 #8103

電話で相談 #8891 #8103 SNSで相談 内閣府 性暴力に関するSNS相談「Cure time」(キユアタイム)

令和3年度啓発ポスター





# 文科省との協働の取り組み



生命の安全教育・性暴力の加害者も被害者も傍観者も生まない教育啓発資料作成

「相手の同意のない状態で一方的に性的な行為をすることは性暴力です」

## ● 性暴力が起きないようにするには

お互いに気持ちのよい関係を築き、相手の意思を尊重することで、性暴力を防ぐことができます。

### ポイント1 お互いに気持ちのよい関係を築こう

- 対等な関係でない人との間で、性暴力が起きやすいです。
  - 相手への思いやりがなかったり、自分と相手との意見や考え方の違いを受け入れなかったりすると、性暴力につながる可能性があります。
  - 相手に暴力をふるってもいいという考えが、性暴力につながる可能性があります。
- 相手への思いやりを持ち、対等にコミュニケーションが取れる関係を築きましょう。
  - 相手のことを大切にし、自分と相手との意見や考え方の違いを受け入れ、多様性を尊重しましょう。
  - どんな事情があっても、身体的・精神的・性的な暴力をふるうことは許されません。暴力を認めず、暴力によらない解決方法や行動を取りましょう。

### ポイント2 相手の同意を確認し、相手の意思を尊重しよう

- 相手の同意のない状態で一方的に性的な行為をすることは性暴力です。
  - 相手への思い込みが、性暴力につながることがあります。  
例：「相手も性的な行為をしたいはず」「恋人・配偶者だから性的な行為をして当然」
  - 避妊についても、相手の意思を確認・尊重しないことは性暴力にあたります。
- イヤと言っていない=YESではありません。また、キスをしたから性交もしてよいわけではありません。
  - アルコール等により相手の意識がない状況では、同意を確認したことになりません。相手が自分の意思で選択できてはじめて、同意が確認できたことになります。
  - 少しでもイヤだなと思うことや、避妊に関する不安を感じることがあったら、パートナーに伝えましょう。



性暴力 ・ ・ 相手の同意のない、相手が望まない性行為

性犯罪 ・ ・ 刑法で罰すると定められた性行為

内閣府では、

## 性犯罪・性暴力とは

いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかは、あなたが決めることができます。

望まない性的な行為は、性的な暴力にあたります。

性的な暴力は、年齢、性別にかかわらず起こります。  
また、身近な人や夫婦・恋人の間でも起こります。

つらいこと、不安なことについて一人で抱え込まず、まずは性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに話してみませんか。

## 被害後まもない方へ

あなたはいま安全ですか？

- まずは、安全な場所、安心できる場所を探しましょう。
- 加害者に連絡先や位置情報を把握されていて一人で不安な場合や、どうしてもよいかわからない場合は、警察の性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「#8891(はやくワンストップ)」に連絡してください。



法務省ホームページより

「性犯罪の処罰規定の本質は、被害者が同意していないにもかかわらず性的行為を行うこと」

「性犯罪に関する刑事法検討会とりまとめ報告書」 p4 (令和3年5月)

性犯罪の被害は、PTSD（心的外傷後ストレス障害）や鬱状態、自殺既遂や自殺未遂などを引き起こし、長期にわたって社会生活・対人関係に深刻な影響を及ぼし得る重大な被害であるとの認識が共有された。

## ウ 性的行為に対する同意に関する議論

性犯罪の処罰規定の本質は、被害者が同意していないにもかかわらず性的行為を行うことにあるとの結論に異論はなかった。





## 1. 私たちが望む刑法改正(2020年時点)

～2017年の改正でもなお、積み残された4つの課題～

- (1) 公訴時効の撤廃、又は一定期間の停止
- (2) 不同意性交を犯罪とすること
- (3) 地位関係性を利用した性犯罪の創設
- (4) 性交同意年齢を16歳未満に引き上げる



# 全て前進



一方で、  
なお課題は残っています



## 2020年時要望・・・不同意性交を犯罪とすること

現在、不同意を推定できる要件として、暴行脅迫および抗拒不能がありますが、他にも不同意を推定できる状況があります。それらの行為類型を刑法で具体的に条文化することが非常に重要です。例えば、加害者側の行為類型として、威迫、欺罔、不意打ちなどを明記し、被害者側の抗拒不能の内容については、恐怖（フリーズなど）、睡眠、酩酊、薬物の影響、疾患、障害、その他特別に脆弱な状況におかれていたときなど、具体的な内容を増やすことを求めます。⇒**達成**

(今回の要望)

## (1) 性犯罪の処罰規定の本質に相応しく、罪名を「不同意性交等罪」に変更すること

性犯罪の処罰規定の本質—相手が同意していない性的行為を罰する—に基づき、改正試案に「同意しない意思」の文言が盛り込まれました。このことを踏まえ、罪名についても、処罰規定の本質及び改正試案の条文に相応しく、「不同意性交等罪」へと変更し、国民にわかりやすく「**同意のない性行為は性暴力であり、処罰の対象である**」というメッセージを示してください。



(今回の要望)

(2) 「同意の思い込み」の課題の解決を目指し、性行為を行おうとする者の行為規範を示すものであるスウェーデン型 (Yes Means Yes型: 相手が自発的であるかどうかを確認しなければ処罰される) の規定の創設に向けて、調査・検討を開始すること

今回の改正試案の処罰要件に「同意しない意思」状態が含まれたことは歓迎すべきことですが、まだ大きな懸念があります。

性犯罪に関する刑事法検討会の取りまとめ報告書にもあるように、「**そもそも、我が国では、「性的同意」という概念が浸透しておらず、社会的に何を性的行為の同意と見るかが曖昧で、明確な拒絶の意思表示がないことが同意を示すものではないということが理解されていない (原文ママ)**」、といった現状があります。

それにより、**2014年12月11日福岡高裁宮崎支部判決、2019年3月19日静岡地裁浜松支部判決**のように、被害者は「同意していなかった」と認定され深刻な被害を受けているにも関わらず、加害者は被害者からそれとわかる言動がなかったことで、「同意していない」ことに気づかなかつた、よって“故意”がなく無罪、となる事態が続いています。これは日本社会に深く根差した課題です。



日本に「**Yes Means Yes**」（相手が自発的であるかどうかを確認しなければ処罰される）型の刑法が必要な理由

- 2014年12月11日、福岡高裁宮崎支部判決
- 2019年3月19日、静岡地裁浜松支部判決





日本に「Yes Means Yes」型が必要な理由

## 2014年12月11日、福岡高裁宮崎支部判決

- 59歳のスポーツトレーナーが18歳の生徒へ抗拒不能状態に乗じて性交し、強制性交等罪に問われた事件
- 判決では被害者が「**強度の精神的混乱から、被告人に対して拒絶の意思を示したり、抵抗したりすることが著しく困難であったことは明らか**」と認定した
- 一方被告人は「**女性の心理や性犯罪被害者を含むいわゆる弱者の心情を理解する能力や共感性に乏しく、むしろ無神経の部類に入る**」、よって被告人に故意がない
- よって**無罪**



日本に「Yes Means Yes」型が必要な理由

## 2019年3月19日、静岡地裁浜松支部判決(※2017刑法改正後)

- 44歳の男性が25歳の初めて会った女性に対し、深夜2時にコンビニ駐車場で声をかけ、同意をえないまま性行為を強要し口に加療約2週間の怪我を負わせ、強制性交等致傷罪に問われた事件
- 判決では、**男性が被害者に暴行をくわえたことで、被害者の頭が真っ白になり抵抗できなかったことを認めた。**
- 一方、男性側が**相手が抵抗できない状態になっていると認識していたかどうかは「常識に照らして疑問が残る」とした。**
- よって**無罪**



# 刑法性犯罪規定に引き続き残る課題



日本に「Yes Means Yes」型が必要な理由

だからこそ、内閣府は「勝手にYESと思い込むのはNO!」「はっきり嫌だと言われなくても」「相手の同意のない性的な行為は、性暴力です」とポスターで啓発し、文科省は「相手の同意を確認し、相手の意思を尊重しよう」「イヤと言っていない＝YESではありません」と『生命の安全教育』の啓発資料で訴えています。

しかし、前掲の判決のように、相手の意思を全く顧慮、確認しないまま、「同意していると思い込んでいた」で故意がないから無罪となってしまう恐れは今後まだ続くおそれが大いにあります。

この懸念を一掃するためにも、スウェーデンやスペイン、フィンランド型のように「自発的に参加していない者に対し、性行為をした者は処罰する」といった条文へと、刑法を抜本的に改正することが必要です。

日本でも、今回の改正を契機に、さらに性暴力の処罰規定への見直しをすすめ、性行為をしようとする側が相手に対して、その行為についての自発的な意思をしっかりと確認しなければ罰せられる、というものに変えるための調査・検討を集中的に行ってください。



## 日本に「Yes Means Yes」型が必要な理由

- (1) 多くの性暴力被害者は、加害行為に直面した際、恐怖や驚愕、困惑などで固まり、抵抗ができなくなる
- (2) 加害者が「無神経」でそのことに気づかない、あるいは**社会全体の「常識」として知られていない**という理由で、「同意をしていると思いついでいた」と主張すれば、処罰から免れる
- (3) だからこそ、性暴力の加害も被害も防ぐためには、「No」は「No」であり、沈黙も「No」であり、対等な関係での「Yes」のみが「Yes」であるという概念を社会通念とし、**行為者は相手の同意を明確に確認する義務があり、そうでなければ処罰される**というルールを作るべき



# そもそも性行為における「同意」とは？



- 2人が対等な関係であることが大前提
- 相手が「NO」と言える環境が不可欠
  - 1) 同意を得る責任は、アクションを起こす側にある。
  - 2) 同意は、その行為に対する積極的な参加の意思表示を意味する。つまり、NOという言葉は当然同意ではなく、沈黙も同意ではない。
  - 3) 同意は1つ1つ得る必要がある（1つの行為に同意したからと言って、他の行為にも同意をしている訳ではない）。





『性的同意』には「4つの同意基準と3つの条件」があります。

この『性的同意』の概念の啓発広報、周知徹底がとりわけ重要です。



# 性暴力のない社会を実現するために必要な施策



内閣府の啓発ポスター、文部科学省の啓発資料の活用のための予算を大幅に拡充し、啓発する場所、機会を大幅に拡大し、日本の隅々まで「**性暴力＝同意のない性行為**」だということを周知させること。

性犯罪における刑法が改正される際には、「**相手の同意のない性行為は処罰されます**」という広報啓発活動が大々的に行うこと。

そして『**性的同意**』の概念を周知徹底すること。



## 今回の要望

### (3) 性交同意年齢の年齢差要件

年齢差要件は5歳差では大きすぎます。13歳以上16歳未満では3歳差でも非対等性は明らかです。せめて3歳差としてほしいです。

### (4) 地位関係性を利用した罪の新設

試案ではどのような関係性が相手に不利益を憂慮させるものなのか判別が難しく、地位関係性を利用して性行為に及んだ加害者が適切に裁かれるのか大きく懸念します。

少なくとも「不利益の憂慮」がといった実質要件がなくても非対等性が明らかな、教師と生徒、施設職員と利用者(入所者)、主治医と患者、カウンセラーとクライアント、宗教指導者と信者等といった関係性における性行為は一律処罰対象として明記し、その罪を新設することを求めます。



## 2020年時要望・・・公訴時効の撤廃、又は一定期間の停止

⇒公訴時効の5年延長及び、18歳未満で被害に遭った場合は、18歳になるまでの年数がさらに加算されることへ**前進**

(今回の要望)

### (5) 公訴時効のさらなる見直し

試案改訂版の案ではあまりに短く、被害実態に見合っていません。試案をもとに仮に8歳で被害にあった場合を例にあげると、時効は25年になり、33歳を超えてしまうと公訴不可能となります。しかし、一般社団法人 Spring が行った実態調査では、挿入を伴う性被害の認識年数に26年間以上かかったケースが799件中35件で4.38%、また、31年以上かかったケースが同19件、約2.38%ありました。幼いときの性被害が何十年も経ってから記憶によみがえるというケースは少なくありません。「1件でもあれば多すぎる、1 is too many」の精神で、性暴力を受けたすべての被害者が救われる社会となる公訴時効へと見直しを求めます。

(今回の要望)  
公訴時効のさらなる見直し

現在の試案改訂版は他にも、

- 「証拠の散逸」の問題
- 諸外国の改正後の進展状況
- 「権利行使可能性」の観点
- 「5年延長」の根拠の問題

など、多くの課題、問題点があると私たちは考えています。詳しくは[「試案\(改訂版\)に対するSpringの見解](#)をお読みください。





今回の刑法改正を契機に、引き続き実態調査・研究・検討を行い、不十分な部分についてのさらなる見直しをはかるようお願いいたします。



- ・ 東京都生活保護受給者への自立促進事業  
カウんセリング費用補助の全国拡大の  
ための国庫負担化
- ・ 日本版DBS制度の導入
- ・ ISVAの導入の検討



## 二次被害をなくすには ～イギリスのISVA(イスバ)～

### ISVA : Independent Sexual Violence Advisor (性暴力独立アドバイザー)

は、イギリスの、性暴力被害者支援に関わる資格の1つ。

Sexual Assault Referral Centre(SARC:イギリスの性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター)やレイプクライシスセンターに所属し、警察や司法機関とは独立した存在として、**被害者の気持ちを中心に据えた、刑事司法プロセスの支援**を行う。

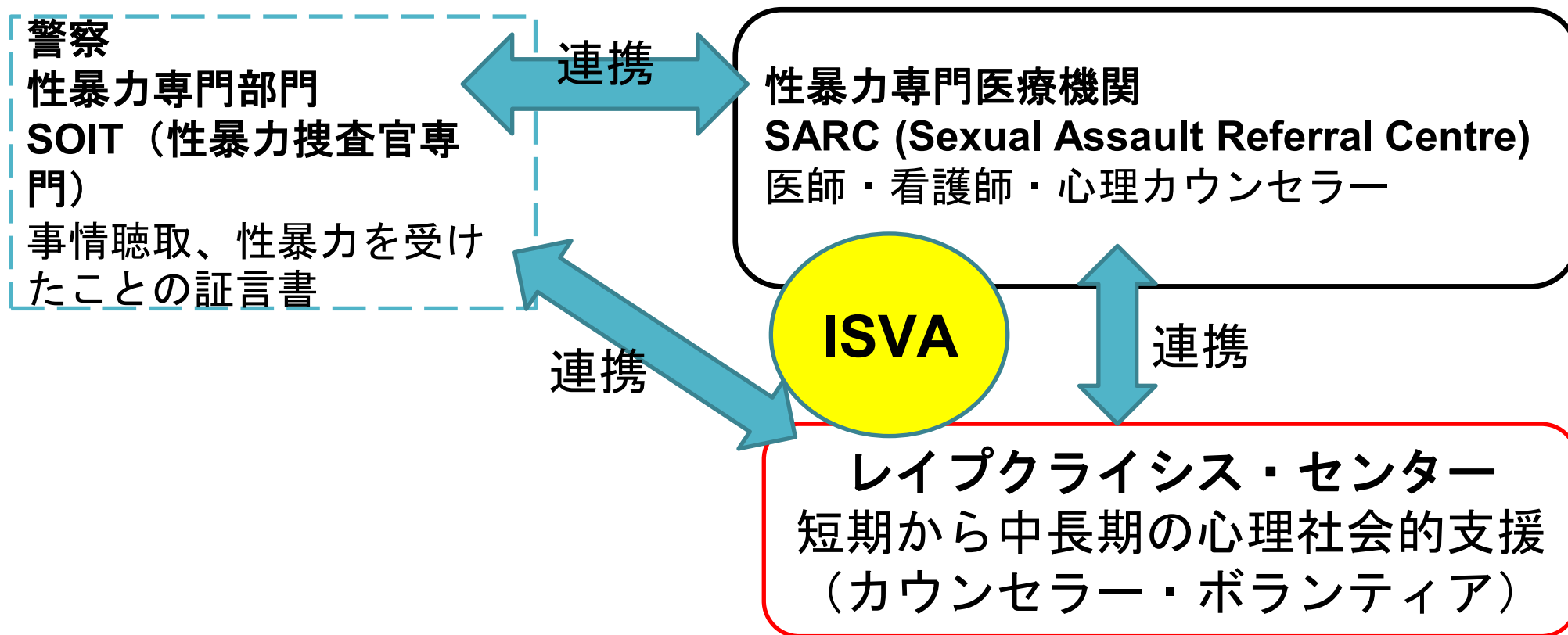
日本においても、被害者の刑事司法プロセスの意思決定への支援、警察や検察、裁判への付添支援の重要性は徐々に知られるようになってきているが、ISVAはまさしくそうした支援について専門的な訓練を受けた臨床家でスペシャリスト。

- ・ 国レベルの被害者支援システム
- ・ 最初につながった時から治療や裁判の終了後まで
- ・ 専門多機関と共有されたニーズとリスクのアセスメントのチェックリスト



ISVAの存在で、各機関のサービスの質が向上

(捜査機関にとっては、**迅速な捜査**と**被害者の福祉**のバランスを取りつつ、  
度重なる聴取による**二次被害のリスクを回避**するという困難な役割があるが、  
ISVAが被害者支援を担ってくれることにより捜査に集中できる)





引き続き、関係省庁の皆様が連携をとり、さらに性暴力被害当事者の実態調査をすすめて、被害者の実態とニーズに即した施策、制度運用が整備されるよう、願っております。

一般社団法人Spring